

会館会議室等利用規程

(目 的)

第1条 本規程は、豊田商工会議所会館（以下「会館」という）の多目的ホール・会議室等（以下「会場」という）を入居者および会員ならびに一般の利用に供するための必要な事項を定める。

(利用の許可)

第2条 会場を利用しようとする者は、所定の利用申込書により申込み、商工会議所（以下「会議所」という）の許可を受けなければならない。

2. 利用の許可を受けた者は、会館管理規程ならびに会館会議室等利用規程を遵守し、利用しなければならない。

(受付開始および受付時間)

第3条 会場利用の申込みは、次のとおりとする。

(1)受付開始

多目的ホール、その他の会議室等は下記により申込みを受け付ける。

- ①会 員 6ヶ月前の同日から受け付ける。
- ②非会員 1ヶ月前から受け付ける。

(2)受付時間

受付時間は、毎日午前9時から午後5時までとする（土曜日、日曜日、祝祭日および休館日を除く）。但しインターネットを利用した申込みはこの限りではない。

(3)受付期限

- ①夜間A・B、土曜日、日曜日、祝祭日（以下、夜間、土日、祝祭日という）以外は利用日まで受け付ける。
- ②夜間、土日、祝祭日は利用日の前週木曜日（月曜日～日曜日を1週間とする）まで受け付ける。

(4)会議所関連事業における特別対応

会議所主催もしくは会議所が必要と判断した行事に限り、6ヶ月前より前から申込みを受け付けることを可能とする。

(利用時間および利用料金)

第4条 会場の利用時間及び利用料は、別表1のとおりとする。

(利用料金の納付)

第5条 会場利用料金は、原則として会場利用申込みと同時に納付しなければならない。

(利用の取消し変更)

第6条 会場利用許可を受けた者が、会場利用を取消し、または変更しようとするときは、会議所に届出なければならない。

(利用料金の返還)

第7条 既納の利用料は、会場を利用しなかった場合、次の場合以外は還付しない。

- (1) 利用30日前までに使用を取り消し又は利用日の変更をしたとき全額から振込手数料及び決済手数料等を除いた金額を指定する口座へ還付する。
 - (2) 利用10日前までに利用を取り消し及び利用日の変更をしたとき半額から振込手数料及び決済手数料等を除いた金額を指定する口座へ還付する。
- 但し利用日の変更をしたとき金額に差異がない場合は料金の納付と還付は行わない。

(利用の制限)

第8条 次の事項に該当する場合は、利用を許可しない。また、既に利用中であっても利用を取り消すことができる。

- (1) 申込みの記載事項にいつわりがあったとき。
- (2) 公の秩序または善良な風紀を乱す行為があるとき。
- (3) 会館内の他の利用者に対し、迷惑をおよぼす行為のあるとき。
- (4) 会場、設備および備品等を毀損する行為があるとき。
- (5) 宗教活動、政治活動。
- (6) 会場利用者の中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団との関係を有する企業又は団体の関係を有する企業又は団体の関係者がいる場合。
- (7) 管内での物品の販売または、金銭、物品の寄付、署名の強要をした場合。
- (8) その他会議所の会館管理上、支障があると認められるとき。
- (9) 1ヶ月の内6日間以上の利用(非会員のみ)。
- (10) 営利目的の利用(非会員のみ。営利目的の定義は別表1参照)。

(利用者の責務)

第9条 会場の利用にあたっては、本規程を厳守しなければならない。

(会場利用の報告)

第10条 利用者は会場利用が終了したときは、設備・備品等を返却し、机・椅子を利用前の状態にもどし、所定の報告用紙に記入のうえ会館管理者に報告すること。

(利用権の譲渡等禁止)

第11条 利用者は、会場を利用する権利を譲渡し、または利用の目的以外に利用してはならない。

(賠償)

第12条 利用者が建物、会場の設備・備品を毀損し、または紛失したときは、その損害を賠償するものとする。

2. 利用者の物件が盗難・火災・その他の損害を受けた場合といえども、会議所は一切の責任を負わないものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より実施する。

附 則

第7条(利用料金の返還)の改正規定は、平成18年10月16日より実施する。

附 則

第3条(受付開始および受付時間)の改正規定は、平成19年4月1日より実施する。

第9条(利用の制限)の改正規定は、平成19年4月1日より実施する。

附 則

第4条(商品・生産品の展示および販売)の削除は、平成20年4月8日より実施する。

第8条(利用の制限)の改正規定は、平成20年4月8日より実施する。

附 則

第3条(受付開始および受付時間)(4)の追加規定は、平成30年4月1日より実施する。

第8条(利用の制限)(9)(10)の追加規定は、平成30年4月1日より実施する。

附 則

別表1(利用料金)の改正規定は、令和5年10月1日より実施する。

附 則

第7条（利用料金の返還）の改正規定は、令和6年1月1日より実施する。

附 則

第3条（受付開始および受付時間）の改正規定は、令和6年9月1日より実施する。

第7条（利用料金の返還）の改正規定は、令和6年9月1日より実施する。

《料金体系》

会員

平日利用	基本料金
土・日・祝祭日の利用	基本料金×2
営利目的の平日利用	基本料金×3
営利目的の土・日・祝祭日利用	基本料金×4

非会員

全日利用	基本料金×4
営利目的の利用	利用不可

営利目的利用とは次の内容を指す。

- ・ 事業や企業の説明宣伝行為（有料・無料を問わず）
- ・ 企業、団体の商品に関するPR、説明を行う見本市・展示会（有料・無料を問わず）
- ・ 一般人を対象とした有料の講演会（企業、団体の事業と密接に関わる内容は無料でも）
- ・ 会費、授業料等事前に徴収がある講座・教室
- ・ チェーン店募集などを目的とした事業拡大説明会
- ・ 一般向け弁護士無料相談会

《基本料金》

階	施設名称	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間A 18:00～21:00	夜間B 21:30～23:00
2F	多目的ホール201	4,400	4,400	4,400	4,400
	多目的ホール202	4,400	4,400	4,400	4,400
	多目的ホール203	4,400	4,400	4,400	4,400
	多目的ホール204	4,400	4,400	4,400	4,400
	応接室 205	2,750	2,750	2,750	2,750
	会議室 206	2,750	2,750	2,750	2,750
4F	会議室 401	2,750	2,750	2,750	2,750
	特別会議室 403	14,300	14,300	14,300	14,300